

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会 役員等報酬規程

平成30年2月28日制定

(目的及び意義)

第1条 本規程は、一般社団法人和歌山県有床診療所協議会（以下「本会」という。）の定

款第5章第30条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 当規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、定款第9章第53条に定める名誉会長及び顧問とあわせて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益および退職慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員等に対して報酬等は支給しない。

第4条 本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、

これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。出張については、実費相当額を支払うものとする。

(改正)

第5条 本規程の改定は、総会の承認による。

附 則 この規程は、一般社団法人和歌山県有床診療所協議会の設立の登記の日から施行

する。